

エンタメ通信
Vol. 2日本のアニメ・コンテンツを世界へ
政府が複数年支援策を発表

林官房長官：「日本発コンテンツを世界へ届けるため、官民一体で戦略的支援を」

政府は9月19日、アニメのコンテンツなどの海外展開を強化などのため、複数年にわたり官民を挙げて大規模な投資を行うことなどを盛り込んだ施策パッケージ案をまとめました。

林官房長官は記者会見で、「日本発コンテンツの海外市場規模について、2033年までに20兆円規模に拡大するという目標を掲げている。これを実現するためには、官民が一体となって取り組むことが極めて重要である」と述べました。

さらに、「日本のコンテンツは国内市場にとどまらず、世界中に届けていくべきものであるという認識を、政府として共有している」と強調しました。また、海外では年間6,000億円以上の支援を行う国も存在しており、そうした国々が競争相手となることを踏まえ、「日本政府としても、複数年にわたる大規模かつ戦略的な支援を本格的に実施する必要がある」と述べ、今後の政策展開に強い意欲を示しました。

図表1 デジタル関連産業のグローバル化促進のための施策(案)概要

日本発のデジタルコンテンツの海外市場における収益化

諸外国が多額の資金を投資し、国際競争が激化。
2033年の海外売上高20兆円の官民目標実現のため、複数年の支援も含めた大規模・長期・戦略的な官民投資が不可欠。
IP・デジタル・人材への国内投資やコンテンツ創出の支援、国際的な流通網やファンダムの形成への投資等を支援。

<国際競争力を持つコンテンツの創出>

- 海外向け大規模コンテンツ創出支援、AI等高度技術の活用、予算支援や税制を通じた研究開発強化
- 若手クリエイターによる創作活動や海外展開の支援
- 放送・配信コンテンツの製力作強化・海外展開推進
- 国内ロケ誘致等の支援、インバウンド誘致拡大の好循環
- コンテンツ分野の高度専門人材・中核的専門人材の育成

<海外展開の促進>

- 海賊版対策の推進
- 企業横断で連携した海外イベントへの出展等の支援
- 国際交流基金や在外公館による文化外交の取組

※一部抜粋



政府としてコンテンツ産業を支援する取り組みが進行

クールジャパン政策は、2010年代から日本のアニメ・ゲーム・音楽などの文化を世界に発信することを目的に推進されてきました。しかし、10年以上にわたる取り組みにもかかわらず、目立った成果は十分に得られていません。

最大の要因は、「誰のために、何の目的で行っているのか」が曖昧だったことにあります。補助金やイベントなどの支援はあったものの、IPをビジネスとして育て、収益化するという視点が弱く、「文化を広める」ことに偏っていました。また、支援の窓口が省庁ごとに分かれており、戦略性や意思決定のスピードにも欠けていました。

こうした課題を受けて、2024年に省庁横断型の政府司令塔として「コンテンツ産業官民協議会」が設立されました。民間のクリエイターや業界関係者、有識者を巻き込んだ官民連携の体制が本格的に始動し、文化の発信に加えて、持続可能なビジネスとしての成長を目指す戦略的な取り組みが進められています。

図表2 コンテンツ産業官民協議会 民間構成員

浅沼誠	バンダイナムコフィルムワークス代表取締役社長
庵野秀明	アニメーション・実写監督・プロデューサー
市井三衛	映像産業振興機構専務理事・事務局長
稲葉延雄	日本放送協会会長
遠藤龍之介	フジテレビジョン取締役副会長
大沢たかお	俳優
翁百合	日本総合研究所理事長
是枝裕和	映画監督
坂本和隆	Netflix 合同会社コンテンツ部門バイス・プレジデント
辻本春弘	カプコン代表取締役社長
松尾豊	東京大学大学院工学系研究科教授
松岡宏泰	東宝代表取締役社長
村松俊亮	ソニー・ミュージックエンタテインメント代表取締役社長
柳川範之	東京大学大学院経済学研究科教授
山崎貴	映画監督

※2024年9月9日時点(第1回開催時)

(図表1～2の出所)各種資料よりSBI岡三アセットマネジメント作成

留意事項

SBI岡三アセットマネジメントについて

商号:SBI岡三アセットマネジメント株式会社

SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。登録番号は、関東財務局長(金商)第370号で、一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。

投資信託のリスク

- 投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

留意事項

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

お客様にご負担いただく費用

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料:購入金額(購入価額×購入口数)×上限3.85%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額:換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担:純資産総額×実質上限年率2.046%(税抜1.86%)
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。
なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料
監査費用:純資産総額×上限年率0.0132%(税抜0.012%)
※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。
(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

- 上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。■投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。
- 本資料は、投資環境に関する情報提供を目的としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成日時時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

(2025年8月末現在)

<本資料に関するお問合わせ先>

電話番号 03-3516-1300 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)